

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則

(新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成14年新潟県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項において同じ。）に複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>

(新潟県公安委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県公安委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年新潟県公安委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（電磁的記録による保存）</p> <p>第3条 民間事業者等は、条例第3条第1項の規定に基づき、同項に規定する電磁的記録の保存を行うおとすときは、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取っ</p>	<p style="text-align: center;">（電磁的記録による保存）</p> <p>第3条 民間事業者等は、条例第3条第1項の規定に基づき、同項に規定する電磁的記録の保存を行うおとすときは、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取っ</p>

てできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

2 (略)

(電磁的記録による作成)

第4条 民間事業者等は、条例第4条第1項の規定に基づき、同項に規定する電磁的記録の作成を行おうとするときは、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

てできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 (略)

(電磁的記録による作成)

第4条 民間事業者等は、条例第4条第1項の規定に基づき、同項に規定する電磁的記録の作成を行おうとするときは、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。